

# 「はかり」を取引や証明に使うには？

**取引とは？**：有償であると無償であるを問わず、物または役務の給付を目的とする業務上の行為のこと。

**証明とは？**：公にまたは業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明すること。

## ● 取引や証明に使用できるはかりは？

「検定証印」または「基準適合証印」が付されているはかりが、取引や証明に使用できるはかりです。検定証印などを確認しましょう。



■ 検定証印

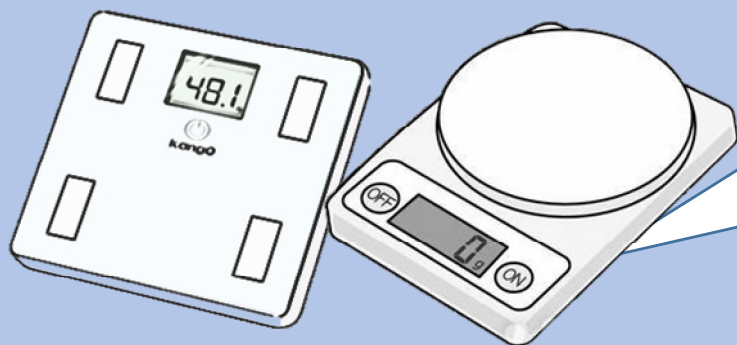
または



■ 基準適合証印

## ● 取引や証明には使用できないはかりは？

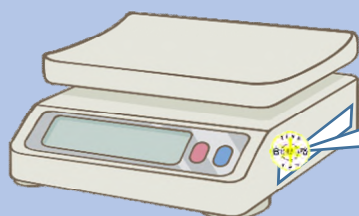
「家庭用」のマークが付されている家庭用の料理用はかりや、体重計などは取引や証明には使用できません。



家庭用特定計量器技術  
基準適合マーク

## ● 2年に1回の定期検査が義務づけられています。

千葉県が実施する定期検査に合格すると、定期検査合格シールが貼付され、以降2年間は取引や証明に使用できます。



浦安市は  
令和7年7月に  
定期検査が実施  
されます。